

京都市告示第 197 号

平成14年5月1日京都市告示第150号（本市が処分する産業廃棄物）の一部を、平成17年7月1日から次のように改めます。

平成17年5月2日

京都市長 榊本 頼兼

「3 搬入量」(1)中「100トン以下」を「50トン以下」に改めます。

「3 搬入量」(2)中「100トン以下」を「50トン以下」に改めます。

（環境局地球環境政策部循環型社会推進課）